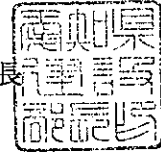


20建不第235号

平成20年9月26日

関係建設業団体の長 様

愛知県建設部長



建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（通知）

このことについて、平成20年9月18日付け国総建第87号で国土交通省総合政策局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、この通知の趣旨をご理解のうえ、建設業法に基づく下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等について、その徹底が図られるよう貴団体所属の会員に周知してください。

担当 建設業不動産課建設業グループ

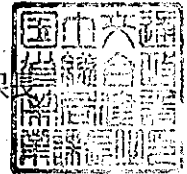
電話 052-954-6502（ダイヤルイン）



国 総 建 第 8 7 号  
平成20年9月18日

愛知県建設部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課



### 建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

標記について、別添のとおり「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」の一部を改訂したので通知します。

つきましては、貴管下建設業者に対し、本ガイドラインの周知方お願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いいたします。

なお、本ガイドラインについては、別添通達により北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長、沖縄総合事務局開発建設部長及び建設業者団体に対して通知していることを申し添えます。

